

平成 16 年 11 月 22 日

於・農林水産省本館

共用会議室G・H

食料・農業・農村政策審議会

総合食料分科会食糧部会

議 事 録

農 林 水 産 省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 総合食料局長あいさつ	2
3 . 議 事	3
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の改定について	3
(2) その他	19
4 . 質 疑 等	20
5 . 閉 会	44

1. 開 会

太田需給調整対策室長 予定の時間が参りましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。先月 19 日に開催された本部会におきましては、平成 17 年産米の生産目標数量の設定の考え方等につきまして御議論いただいたところですが、本日は前回いただいた御意見等を踏まえ、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針案を取りまとめましたので、御審議いただきたいと思ひます。

この基本指針につきましては、食糧法の規定に基づき毎年 7 月に策定・公表し、11 月末と 3 月末までに見直しを行うこととなっておりますので、何とぞよろしく御議論のほどをお願い申し上げます。

なお、委員の皆様の出席状況でございますが、本日はこもだ臨時委員、竹内臨時委員、立花臨時委員が所用により御欠席でございますが、全体の 3 分の 1 以上の委員に御出席いただいておりますので、審議会令第 9 条の規定により本部会は成立しております。

それでは、八木部会長、お願いいたします。

八木部会長 委員の皆様方にはお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど事務局からもございましたように、今月中に基本指針を見直し、公表することとなっておりますので、事務局はもとより、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本部会につきましては、審議会議事規則第 3 条第 2 項の規定により会議は公開することとし、傍聴者の方々も御出席されております。

また、本部会における皆様方の御意見等につきましては、議事録として取りまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2. 総合食料局長挨拶

八木部会長 それでは、まず開会に際しまして、村上総合食料局長から御挨拶をお願いいたします。

村上総合食料局長 総合食料局長でございます。

本日は大変お忙しい中、委員の皆様方、御参集いただきまして、大変ありがとうございます。食糧部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど部会長からお話ございましたように、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針案につきまして、御審議をお願いいたすわけでございます。この基本指針、17年産米の全国、それから都道府県別の生産目標数量を定めるということになっているわけでございます。

ことしの米の生産状況でございますけれども、夏場には豊作基調ということでもございましたけれども、その後の台風の接近、上陸が相次ぎ、また自然災害が数多く発生しているということで、最終的には作柄が作況 98、予想収穫量 873 万トンというふうに見込まれておりまして、全体的に見ますと主食用の米の需給はほぼ均衡しているというふうを考えているわけでございます。そういうことを踏まえまして、17年産米の全国生産目標数量につきましては、需要見合いとすることが適当ではないかというふう考えているところでございます。

それから、もう一つの課題でございます都道府県別の生産目標数量でございますけれども、先般の会合でも御説明いたしましたけれども、基本的に客観的な需要予測に基づいて、それから透明性の高い算定方式により定めるということが何よりも重要であるというふう考えております。きょうはそのような考え方に基づきました算定方式をお示ししておりますので、皆様方の御意見をお伺いした上で、平成 17 年産米の都道府県別の生産目標数量を定めてまいりたいというふう考えております。

このように客観的な需要予測に基づいて透明性の高い、いわばガラス張りの算定方式を定着させるということが遅くとも平成 20 年度の移行を目標としております農業者・農業者団体が主役となった需給調整システムへの移行に向けた大きな前進になるというふう考えているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、本日も忌憚のない御意見をお聞かせ願えればというふう考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、冒頭、御挨拶を申し上げます。

八木部会長 どうもありがとうございました。

それでは、テレビカメラの方はここで退室をお願いいたします。

3 . 議 事

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の改定について

八木部会長 それでは、審議に移ります。

まず、本日の議事の進め方について確認したいと思います。

本日の議題である「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針(案)」につきましては「動向編」、「需給見通し編」、「国の方針編」の3編から構成されておりますが、これらについて一括して事務局からの説明を受け、その後、委員の皆様からの御意見、御質問等をちょうだいしたいと思います。

また、本日は別途、「平成 16 年産米の政府買入方法について」が配られておりますが、これについても事務局からあわせて説明をお願いします。

なお、基本指針のうち「需給見通し編」においては都道府県別の生産目標数量の算定方法についての議論をお願いしたいと考えております。この算定方法に関する議論は遅くとも平成 20 年度までに農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムを構築する上で非常に重要なポイントであると考えております。

限られた時間内でありませけれども、効率よく審議を進められるよう、事務局並びに委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

本日は概ね 15 時ごろを目途に審議を終了する予定で進めたいと思いますが、このような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めてまいりたいと思います。

では、まず事務局から要点を絞った資料の説明をお願いいたします。

高橋計画課長 計画課長の高橋でございます。座らせていただきまして資料の説明させていただきます。

それでは、早速ですが、お手元の分厚い資料の方から御説明をさせていただきます。

目次をめくっていただきまして1ページ目ですけれども、まず「消費の動向」でござい

ます。1 ページですが、まず長期的な消費の動向について書いてございまして、これにつきましては、基本的に言葉の部分を追っていただきますと、すでに御承知のように昭和 37 年度の 1 人当たり年間 118kg、これがピークだったわけですが、15 年度の実績ではその半分近くの 62kg まで落ちております。

以下、3 点ほど要因分析が書いてございまして、これは 7 月の指針でもいろいろ御議論いただいた点です。ライフスタイル、あるいは世代構成の変化などの社会構造の変化、あるいは消費者の志向の変化などが要因になってございます。

1 ページめくっていただきまして、より直近のお米の消費の動向ですが、依然として 1 人 1 ヶ月当たりの消費量の動向というのは減少傾向があります。15 年度 1 年間では約 0.9% の減少だったわけですが、これを世帯別に見ますと消費世帯の減少率 0.9% が生産世帯の減少率を上回っております。しかし、16 年度はその生産世帯の減少率が消費世帯の減少率を上回っているというような状況も出ております。右下の表をごらんいただきますと、直近、7 月、8 月、9 月までデータが出ておりますが、全世帯で 7 月には前年同月比 3.2% の減、8 月が 0.8、1.6 となっておりますが、その右の消費世帯と生産世帯、それぞれ見ていただくと、生産世帯の方が消費減が大きくなっております。特に、7 月の減が猛暑で乾麺などに需要が移行したということもありまして、大きな減が出ておりますので、16 年度の消費量というのも若干懸念される状況でございます。

1 ページめくっていただきまして 3 ページ、「消費に関する特徴的な動き」でございまして、特に家計の消費動向、それからファストフード店での売り上げなどについて分析をしております。文章の部分ですが、16 年、1 月までは購入単価も上がっております。昨年、15 年産米は非常に価格が上がりました。ただ、その中でも新米需要もあって、購入数量は 15 年は前年を上回って推移しておりました。ただ、その後、購入単価が前年を上回るという状況が続きましたので、ことし、16 年の 2 月から 8 月までの購入数量は前年を下回って推移をしております。15 年度、年間を通じては 14 年度に比べ 1.1% 減、支出額は 4.5% の増加となっております。右側のグラフで申し上げますと、横線の部分で示した棒グラフが購入単価、これが 15 年産米について前年を上回った動向、下の方に購入数量が出ております。これが数量が減ったということを示しております。

次の 4 ページですけれども、ファストフード店の動向、特に動向が顕著に出ておりますのが牛丼チェーンを含む和風のファストフードであります。特に、ことしの 2 月以降、その売上高が前年を大きく下回っております。これにつきましては、米国産牛肉の輸入停止

などの影響で客数が大きく落ち込んでいるという影響によるものと考えられます。他方で、ラーメン店などの麺類のファストフード店、これは売上高が伸びております。右のグラフを見ていただくと、左上の売上高、あるいはその下の客数を見ていただくと、下の方に落ち込んでいるのが和風のファストフード店でございます。売上高、客数、ともに落ちているということが顕著に出ておまして、これの米消費全体への影響というのも懸念されるところでございます。

5 ページです。一方、加工品の開発によって新たな商品開発というのも進んでおります。右側のコラムでお米ゼリーというのを御紹介しております。これはきょうお手元にサンプルと申しますか、試供品としてお配りさせていただいておりますが、これはいわば飲むお米ということで、コンビニなどで販売されております。コラム欄の真ん中あたりにございますように、農林水産省の委託事業の研究成果の一環ということで御紹介をさせていただきます。

6 ページでございますが、生産の状況でございます。品種別の作付の動向、それから作況、それから需給の見込みについて御説明させていただきます。

まず「16 年産米の作付動向」、品種別の作付面積ですが、右側に表で上位 20 品種が書いてございます。上位 10 品種につきましては、前年 10 位の「ササニシキ」が「ななつぼし」に置き換わった以外は変動がございません。ただ、その結果、上位 10 品種すべてが「コシヒカリ」系統の品種ということで、この 10 品種のシェアが前年の 80.5%から 82.2%ということで、いわば特定品種への集中というのが引き続き進んでおります。「コシヒカリ」については全国の中で 43 都府県で作付けをされておまして、その 1 品種でのシェアも 37.8%と引き続き 1 位を堅持しております。一方、「ひとめぼれ」、これにつきましても東北を中心に伸びており、引き続き 2 位、逆に減っておりますのは「ササニシキ」、これは「ひとめぼれ」への転換が進み、10 位から 12 位へ下げております。北海道では「きらら」から「ほしのゆめ」、「ななつぼし」への作付転換が進んでおります。「ななつぼし」が順位を上げて「きらら」が順位を下げております。あるいは、青森で「つがるロマン」が伸びるといったような地域別には若干の特徴が見られます。

なお、一番最後の行ですが、16 年産の作付面積は生産目標数量の増加などから前年に比べて若干の増加をしております。

7 ページですが、16 年産米の作況でございます。前回、御議論いただいた 10 月 19 日はまだ 10 月 15 日現在の作柄は出ておりませんでした。御承知のように作況 98 という

指数になっております。予想収穫量としては873万トンでございます。地域別に見ますと、北海道、東北、これは太平洋側は概ね順調、ただし、日本海側は御承知のように日照不足や台風などの被害で、全体として、北海道が収量で言いますと518kg、東北が546kgというような見込みになっております。北陸では特に新潟が豪雨や台風の被害を受けております。地域全体の作況が96という見込みです。中四国、九州、これも全体的に台風の影響や長雨の影響を受けまして、中国の作況指数が93、四国が94、九州は85、九州が最も悪い作況になっております。これに対して関東、東海、近畿のエリアではいずれも概ね順調ということで、作況指数も100を上回っております。

8ページですが、県別の作況を見ますと、一番低いのは熊本県、次いで佐賀、山口、福岡、秋田、大分といったところで、22道県で作況が100を下回っております。他方、最も作況がよかったのが宮城以下、茨城、栃木、埼玉、千葉ということで、こちらも22都府県で101以上、銘柄別に見ますと「山口ヒノヒカリ」などここに書いておりますような銘柄が低かった反面、宮城の「ひとめぼれ」の108を初め、地域的には非常に高い銘柄も出ております。こうすることで、地域ごとの作況のばらつきというのは非常に大きくなっておりますけれども、先ほど申したように予想収穫量873万トン、このうち、本来主食に充てられるものを加工用に向けるという取り組みで、14万トンほど加工用に向ける予定でございます。この結果、主食用向けの生産は859万トン、これは結果的に16、17年、来年6月までの需要見通し859万トンと生産が一致するという形になります。需給はことしについてはほぼ均衡するというふうに見ております。

次に9ページですが、品質の状況は10月末現在までの検査結果が出ております。1等米の比率が全国では72.9%と一昨年より若干高く、昨年よりは若干低い水準になっておりますが、地域別に見ますと太平洋側で1等米比率が高い。他方、作柄の悪いところは1等米比率もやや低くなっておりまして、例えば新潟の「コシヒカリ」でも48%とか、例年のない低い水準のものが出ております。右側の表の四角で囲んだものが銘柄別に見て特に1等米比率が低いものでございます。

10ページでございますが、台風による被害額の状況でございます。右側の日本地図でござらんいただければわかるとおり、日本列島横断、あるいは近くを通ったものを含めてこれだけで6本でございます。台風15号から18号による農作物被害だけとりあえず取りまとめておりますが、全国で1,286億円、うち水稲が687億円、全体の53%を占めております。こうすることで、地域によって2年連続で大きな被害が出たという状況でございます。

11 ページでございますが、「地域における売れる米づくりの取組」、これは前回、10月19日の御議論の際にも幾つかの事例を紹介させていただきました。「地域水田ビジョン」ということで取り組みが進められております。右側のコラム欄でこのページと次のページに分けて6事例ほど挙げております。見出しだけ申し上げますと、特別栽培米、あるいは酒米としての取り組み、あるいは12ページですが、水田農業パワーアップ運動、これはいわゆるJA米の取り組み、あるいは大規模農業者を含めて地域ぐるみで有機栽培米に取り組む、あるいは右側はJAが卸売業者とトップセールスを行うオーダーメイドの米づくり、あるいは一番最後の例は生協への直接販売というような事例でございます。

13 ページでございますが、それでは、そういった生産を踏まえた需給の状況でございます。ポイントは3点ございまして、まず16年産米の集荷状況ですが、台風での出回りのおくれも懸念されましたが、10月末現在では342.8万トンとほぼ一昨年並みの集荷の状況になっております。全農・全集連販売米の販売実績も37.4万トンと一昨年を若干下回る程度です。なお、生産者の無償譲渡米、いわゆる縁故米が16万トン、これは若干増加傾向にございます。13ページの右側、グラフをごらんいただくと黒字の線が今年産米でございます。ほぼ一昨年の集荷と同じ状況というのがごらんいただけるかと思えます。

次のページですが、14ページ、これが月別の検査状況です。15年産米は不作の影響もありまして10月末現在では14年産の8割程度と落ち込みましたが、16年産については概ね14年産とほぼ同水準、先ほど申し上げたようにほぼ順調に推移しているということでございます。

15ページですが、「民間流通米の販売状況」。先ほど申し上げましたように、全農・全集連の販売米は10月1ヵ月で販売実績が21.2万トン、7～10月の累計で36.2万トンと一昨年をやや下回る程度の水準です。生産者の無償譲渡米は先ほど申し上げましたように若干ふえております。

16ページですが、これは15年産米についての、1年間たって出回りのほぼ全体的な結果が出ましたので、銘柄別に分析をしてあります。右側のグラフを見ていただくと、上側が銘柄ごとに見た14年産の出回り、その下が15年産の出回りと並べてございます。黒い部分が12月末まで、その次の斜線の部分が一番上の表示がずれておりますが、1～3月までがその2つ目の斜線の部分です。下の方が黒いところ、あるいは斜線が伸びているところが15年産は早めに出回ったという銘柄で、そういったものは北海道の「きらら」ですとか「福岡ヒノヒカリ」は15年産は出回りが早かった。逆に宮城の「ひとめぼれ」や

「秋田こまち」、「新潟コシヒカリ」といったところは若干一昨年に比べれば去年は出回りが少なかった。ただ、これは15年産でございまして、16年産はこれから分析をしていきたいと思っております。

17 ページ、もち米についても一言申し上げますと、昨年は大変な不作で減少いたしました。販売数量が8万3000トンとその前の年の15万1000トンを大幅に下回っております。16年産についても販売数量が前年を下回ってしまっていて、また後ほど出てきますが、ことしももち米は佐賀など主産県の不作でやや出回りがおくれている状況にあります。清酒用の原料、これも清酒の需要減に伴って減少傾向にございます。

18 ページ、「政府米の買入・販売の状況」です。ここは備蓄米との関係で前回もいろいろ御意見をいただいたところです。端的にはまずこれまでの買入れ、15年産米は2万トン、それから15年産米の販売の方は、これは不作の関係で105万トンと前年を大幅に上回る販売となりました。まず買入れの方ですが、予定数量としては10万トンを見込んでおりました。これについて、ことしの3月末までが基本的な期限ですが、その段階での買入れが6,000トンにとどまったことから、期限を10月末まで延長いたしました。この結果、さらに積み上がった結果が1万9000トンとなっております。右側の表に県別の状況がございまして、3月までが6,000トン、その後、1万3000トン積み上がって1万9000トンというのが15年産の買入れ結果でございます。こういう形で15年産の買入れは締め切りをいたしました。

19 ページですが、一方販売の動向でございます。ことしの4月以降は入札での販売をしております。直近の動向をまず申し上げますと、7月までは毎月1万トン前後の販売がございましたが、9月は1,000トン程度、その後、10～11月は1,000トンを下回っております。それぞれ400トン、600トンという販売実績になっております。このように低迷しておりますのは、1つには出来秋、16年産米が出回り始めましたので、当面、販売業者が16年産の低価格米、そちらを手当している。したがって、政府米への引き合いも少ない、そういう状況もあろうかと思っております。月別の具体的な数字については右側の表の右から2つ目の欄、落札数量の合計のところを見ていただくと各月別の販売の結果の数量が出ております。

20 ページでございます。では、トータルとしてどれだけ売ったかということでございまして、まず文章のところをごらんいただくと、14年7月から15年6月まで、これは13.3万トンと販売の方は低調でございました。その後、15年産の不作もありまして、通常より

も早く 15 年 8 月から販売を開始いたしました。15 年産の作況が 90 ということで、供給が 90 万トン程度不足する、そういう中でブレンド用原料などとしてのニーズが高まりまして、トータルとしてことしの 6 月までに主食用の販売実績が 105.6 万トン、前年より 92.3 万トン上回る販売になりました。ただ、このうちの販売契約の時期を見ますと、昨年 8 月からことしの 1 月までに契約されたものが大半でありまして、その後、2 月から 6 月までの契約数量というのは月 2 万トン、その後、7 月以降は低調に推移をしております。

なお、これ以外に主食用以外向け、相当古米がございますので、こちらについても 34 万トンを酒造用、米粉パン用、あるいは飼料用等に販売をいたしました。

以上整理したものが右下にございまして、これを見ていただきますと、まず去年販売しましたのが一番左の主食用向けの欄をごらんいただくとトータル 105 万トンです。内訳としては 12～15 年産が 55 万トン、それから 9～11 年産が 50 万トンでございます。このほかにその右の欄ですが、主食用以外向けに 9～11 年産を 34 万トン、餌用も含めて販売しております。その結果、9～11 年産は 50 万足す 34 で 84 万トン減らしたわけですが、それでもなおかつことしの 6 月末在庫の構成を見ますと 9～11 年産が 57 万トン、トータルとしての在庫が 60 万トンというのが今の政府米の在庫構成になっております。

21 ページですが、銘柄別にどの県のもものが売れたか、昨年は全国平均で見ますと販売比率、買入数量に占める販売数量の割合というのは 72.3%となっております。ただ、右の棒グラフを見ていただくとわかるように、北海道、青森はそもそも在庫に占めるシェアが高ということもあって、買ったもののうち売れたものの比率というのは低くなっております。

22 ページです。「在庫の状況」、政府と民間、それぞれ若干補足をさせていただきます。政府、民間を合わせた 6 月末在庫、これは 267 万トンとなっております。その内訳は右側の図の一番右側にもございますが、一番上の政府が 60 万トン、それから一番下の黒い生産段階が 57 万トン、以下、出荷段階 87、販売 63、合計 267 万トンというのが 6 月末の状況でございます。このうち政府在庫については先ほど御説明したような経緯で 60 万トンとなった次第です。なお、政府を除く民間在庫についてはこの右上のグラフをごらんいただくとわかるとおり、大体 210 万トン程度で 6 月末は推移するという状況でございます。ただ、ことしの場合卸の在庫が 63 万トンと例年に比べて多くなっており、その傾向が引き続き続いているという状況があるかと思えます。

なお、一番下ですが、もち、これについては 6 月末の在庫が 6 万トンという程度、比較的低い水準になっております。

1 ページめくっていただいて 23 ページですが、備蓄の運営方針、前回、この部会でもいろいろ御意見をいただきました。これについては平成 13 年 12 月の備蓄運営研究会の報告において回転備蓄方式をとるという方針をとっております。この方針のもとに可能な限り早期に適正備蓄水準のもとで年々の買入れ、売り渡しによる備蓄米の回転、これを通して適正な年産構成を実施していきたいと考えております。今申し上げたように 9 年から 11 年産の在庫の持ち越しが相当ありますので、これへの対応とあわせて、本来あるべき備蓄運営のあり方というものを定着させていきたいと考えております。

参考にございますように、備蓄運営研究会のポイントとして運営のあり方、その基準となるべき時期、あるいは方式、備蓄水準について書いてございます。

なお、右上の表ですが、このときに回転備蓄をとるか棚上げ備蓄をとるかということで議論いたしました。単年度の金利・保管料、あるいは棚上げ備蓄の場合は最低でも 5 年程度は棚上げして保管をする。その後で実際は飼料用等に処理するというので、処理に伴う損失が多くなるということで、回転備蓄の方がより経済的な方法だというふうに考えております。

24 ページですが、「政府備蓄米の状況」、何度も出てきて恐縮ですが、昨年の不作の中で先ほどちょっと御説明したとおり、販売いたしました結果、年産が新しい 12～14 年産はほぼ全量販売済みとなっております。16 年 4 月以降は 9～11 年産を中心とした販売になりましたが、7 月以降は販売量も少なくなったということで、10 月末現在の備蓄量は 6 月末より 3 万トン減った 57 万トンとなっております。年産構成としてはここにありますように 9 年産 22 万トン、10 年産が 16 万トン、11 年産 15 万トン、12 と 14 年産、各 1 万トン、15 年産 2 万トンという構成になっております。

右のグラフを見ていただくと 12 年以降、特に 11 年以前の、今から見れば古いお米を処理してきた経過というのをごらんいただけるかと思えます。

次に 25 ページです。一方、流通在庫、政府以外の民間在庫の状況ですけれども、ことしの 6 月現在の旧制度での登録卸売業者の在庫量というのは 53 万トンと前年同月に比べて 19 万トンふえた水準となっております。これが 10 月末現在でも 53 万トンとほぼ変わらないような形になっております。これも 10 月末現在としては 14 年の 10 月と比較して 16 万トン増加しています。これは高値で買った 15 年産米の処理がまだ終わっていない、あるいは全国出荷団体から 20 万トン程度の一括所有権移転が 10 月末に行われたばかりということもあって、この右側の棒グラフ、10 月のところを見ていただくと一番右の黒い

「525」 52万5000トンというのが卸売業者の10月末の在庫になっております。一昨年の36万4000トンよりも16万トン程度多い、これも含めまして、左の文章の最後のところですが、10月末時点での卸、小売なども含めた流通段階の在庫というのは例年より35万トン多い、いわゆる例年持っているランニングストックよりも35万トン程度多い民間在庫があるのではないかと。それが10月末の状況ではないかというふうに分析をしております。

26 ページですが、「価格の動向」です。16年産の入札、これまで5回行われましたが、総じて言えば平年作であった14年産とほぼ近い水準になっております。ただ、作柄や品質の違いを反映して、値動きに大きなばらつきがあります。また、卸小売別に調べた調査では、大体価格水準は14年同期と同じという状況になっております。

右側のグラフを見ていただくと、まず上が価格の変動です。年間を通じての入札価格の動向ですが、一番上の高く水準しているのが昨年の15年産米、それから下の方にあるのが14年産米で、黒い実線が16年産米です。全国平均としてはほぼおととしと同じ水準でございます。下の棒グラフは申込み倍率ですが、黒い今年産のものを見ていただくと1.0ぐらいから1前後でございましたが、10月下旬では1.2と、やや申込みは回復している状況にあります。

27 ページですが、品目ごとのばらつきでございます。恐縮ですが、27ページより1ページ飛ばして28ページをごらんいただいた方がわかりいただけるかと思っております。これは直近の10月27日の上場銘柄の結果すべてを書いておりますが、一番左上の塊が9月と比較して価格が上がった銘柄です。これらについては対前回との価格の差、プラス幾つで書いてございますし、落札比率も基本的には100に近いということで、比較的売れている銘柄です。その下が前回と横ばい、それから右上が前回に比べて下がった銘柄、特に、東北の一部、あるいは北関東の銘柄で下げが見られております。落札比率も低くなっております。最後のグループは10月末に初めて上場したということで比較ができないという銘柄です。なお、次回の入札は今週末、11月26日に行われる予定でございます。

29 ページですが、「卸・小売価格の動向」、こちらは別途食糧部の方で調査した卸、あるいは小売業者から聞き取った結果ですけれども、右下の表を見ていただくと、まず15年産は卸売価格、15年産の欄の年平均のところを見ていただくと大体主要銘柄が書いてございますが、対前年比が121%とか、大体2割方年平均で高い卸売価格だった。これに対して16年産の10月時点での価格ですが、これは15年産よりは当然低くなっておりますけ

れども、14年産との比較では100前後、100を若干切るぐらいで、ほぼ14年産と同じぐらいの水準で卸の取引が行われているという状況でございます。

同じように小売の方ですが、これも30ページの右下の表を見ていただくと、まず15年産、これは年平均で卸と同じように15年産は対前年比で2割方高い水準だった。一方、16年産の10月現在での価格は14年産とほぼ100前後ということで、ことしはおととしと同水準ということになっております。

31ページですが、若干、もち・くず米の価格動向について分析してございます。もち米については昨年の価格よりも8～9割程度の水準で価格が提示をされております。ただ、数量の提示も、9万7000トンですが、昨年に比べて7割の増加ではありますが、例年に比べると若干低調でございます。くず米の価格はほぼ横ばいでございます。

32ページですが、米流通に関するその他の特徴的な動き、1つはブレンド米が減っているという傾向がございます。右側のグラフを見ていただくと上の方がブレンド米の取扱業者ですが、ことしの夏に比べて、10月にかけてブレンド米の取扱業者、あるいは特に右側のアイテム数、こちらが大幅に減っているという状況がごらんいただけるかと思えます。

次に33ページですが、ミニマム・アクセス米ですが、これも前回いろいろ御指摘をいただきました。これまで平成7年からの輸入の総量、これについては601万トンとなっております。これにつきましては右下の図をごらんいただくと、内訳としては主食用59万トン、これはSBSでございまして、これを超える数量を援助用に回して、主食用には影響の出ないように運営をいたしております。加工用が212万トン、援助用が182万トン、在庫が10月末現在で148万トンです。3月末現在で161万トンでしたが、これは必ずしも在庫が減ったというよりも、年間の時期によって売り込んでいる時期と買い込んでいる時期がありますので、在庫が必ずしも減っているということではございません。直近の持ち越し在庫は148万トンです。文章の最後のところですが、直近の動向では16年度の販売、これは15年産の特定米穀が値上がりしたこともあって、ミニマム・アクセスの加工米への引き合いは強くなりまして、29万トン程度と前年に比べ8万トン程度余計に売れております。ミニマム・アクセス米については引き続き国産で対応しがたい加工用ニーズ、あるいは援助用に振り向けることで対応していきたいと考えております。

34ページですが、輸出の取り組みも徐々にではありますが、進んでおります。これは数百トン単位ですけれども、台湾、香港、シンガポール、アメリカなどへの輸出がなされております。主に高所得者層や在留邦人を対象ということで、価格は630～1,700円/kg、

普通、国内ですと kg 当たり 400 円とかというのが 1 つの相場ですので、それよりも高い水準で売られております。また、さらに中国を初めとする東アジアへの開拓の取り組みも生産者団体を含めて進んでおります。国としても予算措置を講じて側面的な支援を行っているところでございます。右下に輸出拡大の取り組みの状況として幾つかアメリカ、カナダ、シンガポール、台湾、中国などへの開拓の状況について、若干御紹介をしております。

「動向編」の最後ですが、35 ページ、「WTO 農業交渉の状況」でございませう。こちらは御承知のように のところに書いてございませうが、ことしの 7 月に一般理事会で枠組み合意が出されました。内容は のア、イ、ウとございませうが、市場アクセスは重要品目の例外扱い、上限関税は今後の検証というような取り扱いになっております。輸出補助金は撤廃という基本原則が出されております。ただ、いずれにしても、このページの一番右下にあります、来年の 12 月に香港で閣僚会議が行われますので、そのときは具体的な数字、関税削減率とか、そういう具体的な数字が入った議論になりますので、より交渉は本格化すると見込んでおります。

以上が「動向編」でございませう。

引き続き、「需給見通し編」で全国の目標数量と県別の配分を中心に説明をさせていただきます。

若干、時系列な順番がございませう。まず 36 ページはことし 6 月、16 年 6 月までの 1 年間、言ってみれば去年の需要実績の確定ということだす。需要実績は右の枠囲いのように民間流通米の在庫の増減、あるいは生産量、それに政府米の販売量、こういったものを加えて一定の算式でこれまでも出してあります。速報値は 862.8 万トンでしたが、確定値は 862.9 万トンにしたいと考えてあります。

1 ページめくっていただくと、これを県別の確定値にしたものだす。これは 15 年産の県別の需要実績ということで来年産の目標数量の配分の一要素として使うことになります。ここまでは過去のデータの話だす。

次に 38 ページだす、これが次にことし、来年の需要見通しでございませう。この点については 7 月の指針を御議論いただいたときに、8 年以降の全国の需要実績を用いてトレンド方式で行うということだす御議論いただきまして、その結果、太い枠囲いにありますように 16 年産は 859 万 4000 トン、17 年産は 850 万 6000 トンという数字をお示ししました。確定値としてこの同じ数字を用いたいと考えてあります。したがって、16 年産の需要の確定 859 万トン、17 年産の需要の確定 851 万トン、そういうことで考えたいと思いま

す。

39 ページですが、その結果、ことしの7月から来年6月までの需給見通し、これは指針としてどのように7月時点のものを改定するかということでございます。右の表で新しい改定後の見通しを示しております。変わった点を申し上げたいと思います。6月末の在庫量 267 と政府米 60、これは同じです。それから 15 年産の買入れ、これが 1 万トン、先ほど申し上げたように 3 月以降、10 月まで 1 万 3000 トンの追加買入れがありましたので、これは 1 万トン乗ってまいります。16 年産の政府の政府米生産量、これは 857 万トンを目標にしておりましたが、先ほど申し上げたように作況 98 の 873 万トンから加工用 14 万トンを引いた 859 万トンを生産量としたい。政府米の買入れについては 7 月と同じ 40 万トンにしたいと考えております。以上、足し算して供給量の計、一方、需要量は先ほど申し上げたように確定値として 859 万トン、これに対して政府米の販売数量は 10 万トンにしたいと思っております。7 月時点では 20 万トンを置いておりましたが、最近の政府米の販売の状況は低調になっております。今後、向こう 6 月に向けて月 1 万トン程度が最大限かと思っておりますので、政府米の販売量は 10 万トンに落としたいと思っております。

以上の結果、政府米については 60 足す 1 足す 40 引く 10 ということで、来年 6 月末在庫 91 万トン、全体需給としては 267 万トンという需給見通しにしたいと思っております。これが指針の 1 つのポイントになりますので、よろしく願いいたします。

次に 40 ページ、来年のことですが、来年の生産目標数量については先ほど確定値として来年の需要見通しを 851 万トンとしましたので、同数字の 851 万トンにしたいと考えております。これはことしの需給が見合っている。ただ、需要、消費は引き続き減少傾向にあるということで、来年は需要見合いの 851 万トンにしたいと思っております。

なお、右側に書いてあります「政府買入予定数量」というのは、これは 17 年のものですので、さっき申し上げた 40 万トンにさらにその次の年のものを参考までに書いてございますが、仮置きとして来年と同水準の 40 万トンというのを書いてございます。

なお、備蓄についてですが、先ほど来御説明していますように、直近の 10 月末の政府在庫 57 万トンのうち 54 万トンが 9 ~ 11 年産のものでございます。これらのうち、品質劣化などにより主食用に適さないと判断するものについては、消費者の政府備蓄米に対する安心の確保の観点から、引き続き主食用以外の用途、飼料用などに処理することとし、その需要実態を踏まえ、順次処理をしたいと思っております。

ここで処理数量について具体的にお示しできないのは、今ある在庫のうち、どれが主食

用に適さないかということを検査をして確定させる必要がございます。そういったことでこういう定性的な方針としてお示しをしたい。なお、需要実態を踏まえと言いますのは、飼料用に販売する場合でも餌会社の方の受入能力というのもございますので、そういったことも踏まえて販売していきたい、そういう意味でございます。

次に、ではこの851万トンを県別にどう割り振るかということでございます。いろいろ考え方を整理してございますが、まず結論を先に御説明したいと思えます。47ページをおあけいただけますでしょうか。前回、10月19日の際に県別の需要実績としては5年分のデータがある。ただ、その際に15年産が不作で、特に政府米の販売に県別のばらつきがあるので、扱いとして難しいということを御説明いたしました。ここでは例示的に書いてございますが、5年分のデータがA県、B県、それぞれございます。まず需要実績の現データが作況によってどうしても凸凹が出てくるわけでございます。A県の14年産、あるいはB県の15年産のように作況指数が高い、あるいは低いというものをそのまま使うと実績として過大、あるいは過小になる可能性がありますので、これは作況による補正をしたいと思えます。それから生産調整超過未達成の補正、これも公平の観点から実施したい。そうした結果をしますと、その矢印にありますように、A県、B県の数字が補正されて出てまいります。ただ、補正をした結果、逆に、A県というのは消えておりますが、15年のように在庫した政府米が多く販売されていた県もありますので、それを上乘せすることで作況補正と相まって過大な数字が出るというケースもございます。こういったことを是正して公平性をとる観点から、この一番下の枠囲いの中ですが、需要実績を基礎とする客観性、透明性のある算定方式の中で作況変動のばらつきなどを補正するとともに、大幅な変動年を控除する観点から5中3、この5つのデータのうち最終的には最高、最低年を除いた3年間の平均値、これを需要実績にしたいと考えております。さらに、営農の継続性にも配慮すべきという県、現場からの意見がかなり強いということで、需要実績のウェートを6、営農の継続性、具体的には16年産米の生産目標数量の勘案、こちらを4、6対4にしたいと思っております。昨年は需要実績を5、前年産との継続性を4、その他1割は転作率の平準化ということでやりましたが、ことしは端的に需要実績6、前年の生産目標数量4ということにしたいと思えます。

なお、右肩に書いてございますが、16年産の不作の影響、これは実績としてデータが出るのは来年になりますので、18年産の目標数量において勘案されるということになります。

以上が政府としての考え方でございます。

については、41 ページから 46 ページがその経過の説明になっておりますが、41 ページにお戻りいただきますけれども、ここはおさらいになりますので、ごく簡単に触れさせていただきます。

41 ページ、県別ヒアリングもやりました。その中で 15 年産の扱いが論点になりましたということのもう一回確認でございます。42 ページ、作況補正、こちらについては県の意見も踏まえて、先ほど申し上げたように実施をするということにしたいということでございます。ただ、先ほど言いましたように、右下にありますように 15 年産、県によって政府米の販売量のウェイトが非常に高かったり、あるいは政府米を売っていても年産構成が県によって非常に違ったりということで、この扱いが非常に難しいということが、作況補正をした上でなお課題として残る。

43 ページですが、生産調整の達成・未達成補正、これは公平性の観点から実施をすべきという意見が多数でございます。これは今回は補正を行いたいと考えております。

44 ページでございますが、以上、県別の各年ごとのデータをどう組み合わせるかということで から 案まで 4 つほどあるということを前回御説明いたしました。去年は 案、直近 2 年間、13 年と 14 年の実績を使いました。ただ、ことし同じように 14 と 15 の 2 年間を使おうとすると 15 年産の扱いが極めて難しいという問題に直面をする。ではどうするかということで、その答えを 45 ページに書いてございます。

縷々書いてございますけれども、まずイのところは使用可能なデータが 11 から 15 の 5 年分しかない。これは端的に在庫の調査を始めたのが 11 年以降ですので、10 年産以前のデータは存在しないということでございます。ウのところですが、こういう前提でやると、

のトレンド、あるいは の移動平均というものについてはややデータ数が少なくてぶれてしまうのではないかと。あるいは、トレンドや直近年の単純平均、移動平均は異常年が必ず入ってしまう、そういうデメリットがあるのではないかと。については 案の 5 中 3、あるいは 4 中 2 のように異常年を除外し得る方式が適当ではないかと。その 5 中 3 と 4 中 2 のうちではより多くのデータが使える 5 中 3 が妥当ではないかということで、先ほど御説明したように 5 中 3 を採択してはどうかと考えております。

右に出ておりますのは、この 5 中 3 を使って作況補正、生産調整の達成・未達成の補正をした県別の需要見通しの生データです。先ほど 6 対 4 というシェアで申し上げましたが、仮に需要実績 10、16 年産との継続性 0 で見ますとこの 45 ページの右の表のような数字になります。これに 6、4 の計算をする結果が私どもが最終的に考えておる県別の配分数量

です。

46 ページが結論でございます。来年の 17 年産の県別の目標数量はこういう算定方式にしたいということを言葉で書いてございます。(1) は客観的な需要予測を基礎に需要に応じた生産を促進、ただ一方で営農の継続性、激変緩和の声もある。以上を踏まえまして、(2) のところですが、昨年のような転作率の平準化とか冷害配慮という特例はもう行わない。農業者・農業者団体による需要に応じた生産を促進するという観点から、11 年から 15 年の需要実績について、まず作況、生産調整達成・未達成補正を行います。それから、5 中 3 で最高と最低を除外して 3 年平均を使います。これが需要実績です。それに営農の継続性を加えまして、これを 6 対 4、こういう計算にしたい。この計算を当てはめた結果の県別の数字というのはここには載せてございません。ここで御議論いただくのはこの算定方式を決めていただければ、数字は自動的に決まってしまう。方式を決めていただいて、後はもう機械的な操作として県別の数字は算出させていただきたいと考えております。

以上が「需給見通し編」でございます。

最後は「国の方針編」でございます。48 ページ以下ですが、かなり重複の部分もございますので、要点を申し上げたいと思います。

「米政策改革の推進」、ここは今まさに 20 年度の主役システムに向けての移行過程ということでございます。1 の(1)「16 年度からの当面の需給調整」、これは国と生産者団体との双方が数量を配分する。先ほど申し上げたように、来年の目標数量は のところですが、851 万トン、これについて のところですが、国、農業者団体の協議をもとに「食糧・農業・農村政策審議会」の意見を聞いて決定したという形で審議、整理させていただきたいと思います。 のア、イ、ウで、先ほど申し上げた目標数量の算定方式を改めて書いてございます。このア、イ、ウは先ほど御説明したとおりです。 ですが、国レベルから県レベルにこの数字が下りてまいりますので、県レベルから下にしかるべく配分できるよう通知をしたい。 でまた生産出荷団体は生産調整方針の適切な運用を促したい。 、国、地方公共団体はそうした取り組みの支援強化を図る。なお、 ですが、18 年産米についても 17 年同様、主役システムへの円滑な移行を図る観点から、透明性、客観性があり、将来に向けた一貫性のある手法によって算定したいと考えております。

49 ページ、国の諸々の支援策について書いてございます。これは前回かなり詳しく御説明しました。(2) の「産地づくり対策」、4 行目にありますが、2,490 程度の協議会でビ

ジョンが策定されております。 、 、 、 と前回御説明したアンケートの結果、重点推進項目とか、課題が上がってきております。一番下にありますように、ビジョンの実現に向けてさらなる推進や見直しが行われるよう、助言、指導を行っていきたいと考えております。

右側ですが、(3) の「稲作所得基盤確保対策」、それから(4) の「担い手経営安定対策」、これは価格が下がったときの所得補てん措置です。来年3月までの価格の動向を見て補てん水準が決まりますので、まずは価格の動向を見ていきたいと考えております。(5) の「集荷円滑化対策」、これは相当水準の加入がありました。今年度については作況 98 ということで発動はされません。ただ、49 ページの一番下のところからありますように、ことしいろいろ準備を進めた結果、50 ページの最初のところですが、現場段階では対策の周知や仕組みへの理解が十分ではないなどの課題も出てきております。来年に向けて課題を整理して、来年、発動になった場合には円滑にできるよう周知徹底を図ってまいりたいと思っております。(6) の「関連対策」ですが、トレーサビリティのシステム、あるいは消費拡大などについて取り組んでいく予定です。

右側の2番、米穀機構も、 、「集荷円滑化対策のための作柄情報交換会」への情報提供とか調査分析を行っております。

3番目はコメ価格センターです。こちらにも適正な指標価格の形成という役割を担っております。

51 ページですが、「米の安定供給に向けた取組」、これは政府米の関係でございますけれども、これも先ほど申し上げたとおり、(1) で「備蓄の現状」、6月末現在で60万トン、ただ、その大半を9～11年産米が占めておるとい状況です。(2) のところですが、トータルとして今年産については859万トンが生産され、主食に向けられるということでございます。先ほど申し上げたように流通段階に約35万トン程度、例年を上回る在庫もあるということでございますので、政府米、40万トン買入れても安定供給に支障はないと考えております。ということで、備蓄運営については、まず16年産米は40万トン、これを事務手続が完了次第、12月から開始をしたいと思っております。

方針としては、販売の方は、先ほど申し上げましたように10万トンということで古いものから販売していきたい。それから51ページの右上ですが、古い米のうち、主食に適さないものは需要実態を踏まえて順次処理、販売を実施していきたいということです。

最後に災害対策です。丸のついた部分に項目を列挙しております。共済の早期支払い、

あるいは の低利融資、 の災害復旧の早期実施、あるいは天災融資法の発動など、これに加えて、特に米に特化した対策としてアの加工米の出荷調整、イの集荷円滑化の拠出金、これは水田がつぶれてしまったりした場合などには納付免除や返還、ウのところは、特にことしは作柄不良で規格外米が多く出ている地域がございます。その中でも主食用に振り向けることが可能な規格外米がありますので、これは稲作所得基盤対策の対象にしたい。通常は1～3等米のみが対象ですが、ことしは特例的に規格外米を対象にする部分を設けたいと考えております。

最後、52 ページは輸入ですが、こちらについてはミニマム・アクセスの国際約束の履行ということで、数量は2のところにありますように77万トン、SBSについては年4回程度、10万トンという方針で輸入をしていきたいと考えております。

以上が指針として公表する部分でございます。

(2) そ の 他

高橋計画課長 最後に恐縮ですが、お手元に簡単な3枚紙をお配りしているかと思えます。タイトルが「平成16年産米の政府買入方法について」ということですが、最後、2～3分で御説明させていただきます。

これは前回、10月19日の際に16年産米の政府買入入札、買入の入札をするのは今回、初めてでございます。これを12月にも開始するというので、以前、7月に基本的な考え方を示しましたが、具体的な方法を御説明すると申し上げました。

2枚目の横紙をごらんいただきたいと思えます。1枚目よりもこちらの方が見やすくなっておりますので。具体的には、政府の買入枠を県別、あるいは銘柄別にどう配分するかということが1つポイントになってまいります。これについては横長の一番上にありますように、政府買入総数量のうち16年産のセンター上場銘柄、こちらのウェートを9割程度、それからその右に書いております銘柄を指定しない入札を1割程度、まずこういうふうに割り振りたいと思えます。右側の上場銘柄のない県などもありますので、そういう枠も設けたい。次に、では左側の上場銘柄を対象にしたものの割り振りとしては、その2行下ぐらいに太字で書いてありますが、8対2、銘柄別の出回数量、こちらを8割、それから過去の県別の買入実績、こちらを2割という考え方で県別、銘柄別に割り振っていききたいというふうに考えております。

その左下の方ですけれども、その結果、県別、銘柄別に枠が余る分、残数量というのが当然出てきます。1回目の入札で残数量が出た部分についてはほかの銘柄に割り振ります。そのときの割り振り方ですが、左下の方に書いておりますように、とにかく割振先銘柄は初回入札で実際に落札した者が多い銘柄ほど多く割り振るという考えでございます。要するに、まず1回目でそもそも応札がないということは政府に売る気がないということですので、2回目に割り振る必要はないだろう。逆に、1回目に応札をして全量落札というのは政府にたくさん売る気がある。場合によっては1回目の枠では足りないというところもあるかと思っておりますので、1回目の落札の状況、これに応じて2回目の割り振りをしたいと考えております。そういうことをして、大きく1回目の入札を3月までにやりたいと考えております。さらに、4月以降、またその状況を踏まえて大きく2回目の入札を行って、6月までに40万トンを買入するというように考えております。

最後のページはそういう流れ図でございます。要は買入総量を割り振りをしまして、上から4段目の太字のところでは1回目の入札をするわけですが、当然、全量落札、あるいは一部落札、すべて不落札、あるいは応札なしという形で場合分けが出てきますので、これに応じて端的には先ほど申し上げたように1回目の入札で落札の多い者から2回目に割り振って余りの出た枠を埋めていくという考え方でございます。

1ページ目に戻っていただくと、言葉で書いてあるところは以上申し上げたようなことが書いてございます。

最後に1点、6のところをごらんいただくと「入札予定価格」ですが、こちらは米穀価格形成センターの指標価格を基準にと、恐らく12月の買入入札ですと11月、今週末のセンターの指標価格というのが直近のものになるかと思っております。これを基準に政府買い入れには必要のない経費を差し引いて市場実勢を踏まえた価格を設定していきたいと考えております。具体的にこのような形で政府の買い入れというものを進めさせていただきたいと思っております。

御説明は以上です。

八木部会長 どうもありがとうございました。

4. 質 疑 等

八木部会長 ただいま、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」と「平

成 16 年産米の政府買入方法について、一括して事務局から説明をいただきました。

それでは、この説明につきまして、御質問、御意見等をお願いしたいと思います。どんなからでも結構ですので、御発言いただければと思います。

大泉委員、どうぞ。

大泉臨時委員 2点確認の質問なのですが、備蓄数量が結果として 90 万トンですか、それで備蓄適正水準が 100 万トンとされている中で 90 万トンという考えは、これは単年度需給は 16 年産はできるというのが 1 点と、それから民間に流通在庫があって、流通過程に 30 万トンぐらいでしたか、あるからというお考えでよろしいのかということが 1 点と、それからもう一つは生産目標数量の算定方式ですが、営農の継続性にも配慮した補正というのがありますね、比率 4 のものですね。これをゼロにした場合にどのぐらい違うのかというふうなことの計算があれば教えていただきたいということなのですけれども、以上 2 点です。

八木部会長 あとほかにございますか、質問等がありましたら。

今井臨時委員 済みません。

今井委員、どうぞ。

今井臨時委員 関連なのですけれども、その 4 割のところ、去年と今年度の違いがあるのだったら教えていただきたい、同じ考え方でいいのかというのを教えていただきたいと思います。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村臨時委員 私もその営農の継続性の中身が去年と一緒なのか、ことしはちょっと微妙に違うのか、それと決して被災者の方を、洪水とか地震等の直接被害を受けた、その直接の生産者をどうのこうのと言うわけではないのですが、集荷円滑化対策の納付免除になった水田にも、原則、基本として、それは水田として、基本として生産数量、それを県に配分してあるのか、その分は直接その生産者は生産できないわけでしょう、農地が機能していないから。ほかの生産者にその分を上げてあるのか、それについてどうこうということではないのですが、それはちょっとどういう計算の中に入っているかだけ。

八木部会長 では、事務局の方から 2 点、お願いします。

高橋計画課長 まず、大泉委員の御質問ですが、適正備蓄水準 100 万トン程度ということとでございます。それで、御指摘のように、今年については単年度需給、生産量もあるし、それから民間在庫があるということもありまして、まず来年の 7 月までの今年産について

は供給に不足はないということがまずございます。その上で、では逆に 90 より上積みをしてしようとすると、さらにことし、政府が 40 を超えて買わないといけない。そうすると、逆にことしが供給に不足はないとはいえ、さらに 40 を超えて政府が買ってしまうと政府は買い過ぎ、供給を締め過ぎになるのではないかとということで、そういうバランスを考えると、ことし 40 万トン買って来年 90 万トンというのは、まあ 100 万トン程度という中でこの運用の範囲内でバランスの関係で最も現実的な案ではないかという考え方です。

それから営農の継続性を考えずに 10 対 0 でやると、という場合は、数字としては先ほど申し上げたように 45 ページに書いてある数字になるのですが、例えばこのとおりにやりますと、16 年産と比べて一番減る県は 1 万 4000 ~ 5000 トン近く減る県も出てきます。ただ、逆に 1 万 1000 ~ 2000 トンぐらいふえる県も出てきます。そうすると、両脇に我々が今考えている 6 対 4 よりも当然ふえる県も余計ふえるし、減る県も余計減るということで、そのメリハリは当然余計つきます。そこは 6 対 4 にしてもふえる県も幾つか出てきます。ただ、減る県の方がトータルとして 6 万トン減らす結果が大きいのですが、それでも 6、4 でもメリハリがつきます。そこはメリハリの程度の問題でして、私どもとしては単年度に余り大きく動かすのは必ずしも現実的ではない。こういったある程度メリハリのきいたものが何年か重なることで、それは当然おのずと全体の生産の図式というのは変わってこようというふうにご考えております。

それから、では 4 割のところは去年と同じなのかということ、そこは同じではございません。去年は 15 年産の目標数量を 4 割見ました。ことしは 16 年産の目標数量を 4 割見ます。16 年産というのはすでに需要実績が入ったものです。そういった形では、4 割に折り込むものにもうすでに需要実績が入っていますので、4 割といえどもより需要の動向に即したという形でのウェイトは当然かかっているというふうにお考えいただきたいと思います。

最後に災害を受けた地域への数量の配分ですが、これは数量はもちろん行きます。ですので、むしろ私どもは例えば新潟県などはかなり需要実績も高いので目標数量としては減らない、むしろふえるような格好になります。そうすると、例えば新潟県から市町村に配る数量にまず不足するということはないと思いますので、あとは現場でここの田んぼが使えないとか、ここの水路が壊れた、その数量を使って生産するために土地の貸し借りとかということで、現に作付できる土地をどうやりとりして確保するかという、むしろそういう課題ではないかというふうにご考えております。

八木部会長 今のことでよろしいでしょうか.....。

高橋計画課長 あと補足で申し上げますと、あくまでも県なり市町村にこれだけつくれるという数量を配分するので、それは土地に張り付いているわけではありませんから、今申し上げたように近隣、あるいは隣の市町村で作付地が確保できれば、それは出ていってその数量をつくっていいというふうに、そこは弾力的にできるようになっております。

八木部会長 よろしいでしょうか……。

それでは、ほかに御意見、御質問等ありますか。

山田委員、どうぞ。

山田臨時委員 質問ですけれども、42 ページの作況補正の下の段が十分理解できなかったものですから御質問したわけでありまして、必ずしも、下の3行は作況指数を補正することを否定しているというわけではないのだというふうに思いますけれども、政府米の動向のみで作況補正を否定しかねないという言い方になるのではないかと思ったりして、この辺の整理の仕方がどうだったのかお聞きしたいというふうに思います。

それと49 ページの右側の(4)の担い手経営安定対策につきまして、加入状況が全国合計で3万人が加入しておるということではありますが、上の方の(3)の稲作所得基盤確保対策は全国合計で約100万人が加入というふうになっていますね。だから、上の(3)に比べて(4)の取り組みが非常に少ないように思うのですね。これはどんなふうに評価されるのかということをお聞きしたいと思います。

どうもこれは担い手経営安定対策の基準が実態とかけ離れてしまったものになっているというところに問題があるのではいかというふうに思いますし、従来ありました90%補てんの担い手経営安定対策の実績があったはずでありますから、例えばその仕組みよりも相当魅力のない仕組みになったとか、それから90%補てんには一体どのくらい加入していたのかとか、この辺の検証、評価をしっかりとっていただきたいというふうに思います。

八木部会長 ほかにございますか……。

なければ、今の件についてよろしいですか、事務局の方からお願いします。

高橋計画課長 では、まず私の方から42 ページの御質問についてですが、ここの最後の3～4行ですね、「作況補正を行うことが、かえって需要実績を過大に評価し、結果として」云々という部分、これはその上の部分、ポツが2箇所ありますけれども、ここと関連させて書いた記述なので若干意図がおわかりにくかったかもしれませんが、要は上のポツのところですが、備蓄の在庫量が少ないケースと、それから在庫が十分にあるケースと両方あるのですが、例えば下の在庫が十分にありましたというケースなのですけれども、不作だ

った県は作況調整をすると、例えば 90 しか取れなかったところが 100 取れたというふうになります。これは公平性の観点から当然やらないといけないという結論を持っているのですが、ただそこは生データが 90 だったのが一たん作況補正で例えば 100 になった県があった。かつ、その県が政府米をたまたま在庫をたくさん持っていて、15 年産の政府米の販売実績が非常に多かったということになると、その 100 の上にさらにそれが乗ります。実際のケースとしてそういうケースがあるものですから、作況補正での上積みプラス政府米の上積みが両方重なった結果として、一番元の生データに比べて非常に大きな数字が出るケースがあるということを言わんとしているというものです。したがって、一般論として政府米云々が作況補正のあり方を否定するとか、肯定するとかそういうことではなくて、個別の実態のケースとして、それが積み重なって余りにも大きい数字になるケースがあるということを言わんがための部分だというふうに御理解をいただければと思います。

49 ページの方は経営局の方から説明させます。

高橋経営局経営政策課課長補佐 経営局経営政策課でございます。担い手経営安定対策の先ほどの御質問につきましてお答えいたしたいと思っております。

資料にありますように、16 年産の担い手経営安定対策の加入状況といえますのは、3 万人、16 万 ha という数字でございます。山田委員の御質問の中にもございましたが、この担い手経営安定対策の加入対象となり得る方、これは個別経営、法人経営の場合でありますと認定農業者の方であって、北海道 10ha、都府県 4 ha という要件を満たした方が加入できるというような形になっております。この面積要件につきましては、今、私ども国の方で育成をしようと考えております効率的かつ安定的な農業経営、水稲でそういった他産業並みの所得が確保できる規模の半分をこの担い手経営安定対策の加入要件にしておるところでございます。

これまでの稲経の担い手のコースなどと比べてどうなのか、要件が厳し過ぎて加入が非常に低調ではないかという御指摘でございます。これは御承知のとおり、稲経の場合には数量ベースでの加入ということになるわけでございますが、15 年産の稲経の担い手コースの数量ベースの加入というのが大体 78 万トンほどございます。これを 15 年の平年単収で割り戻して面積ということにしますと大体 15 万 ha 弱に相当いたします。また、当時、稲経の担い手コースに御加入いただいていた方が大体 2.9 万件というような形になります。ですので、それと比較をいたしますと担い手経営安定対策の場合は加入者の方で言えば大体微増、あと加入面積ということになりますと、大体 1 割ぐらいふえているような状況で

ございます。私どもとしてはこういった面積要件を目指して規模拡大をしていただくこと
によって、水稻を作付しておられる農家の方々も効率的かつ安定的な経営により近づく一
定のインセンティブになればという形でやっておりますが、先ほど申し上げましたように、
加入状況ということであれば、例えば稲経の担い手コースから比べて大きく減ったという
ことではございませんで、むしろ若干ふえているような状況でございます。

なお、こういった面積要件等々ございますが、地域によってはなかなか個別の経営でこ
ういった面積要件を満たすということは難しいということも一方であるということは私ど
も承知をしております、そのために集落型経営体、要は集落営農組織の中で一定の、こ
れは制度的にあります特定農業団体と同様な5年後の法人化等々の要件を満たしていただ
いて、20ha以上という要件を満たしていただければ加入していただけるという道も開い
ておりますし、また知事特認という制度を設けております、地域の実情、あるいは経営
の実態に合わせて、知事さんが一定の要件緩和を行い得るという形も、そういう道も開い
ております。私どもとしては稲経の担い手コースと比べて若干ふえている点はございま
すけれども、引き続きこういったいろいろな道も含めて地域で御検討いただいて、さらにこ
の制度を御活用いただければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

八木部会長 山田委員、よろしいでしょうか。

山田臨時委員 また後ほどお伺いさせていただきます。

八木部会長 はい。

岩田委員、どうぞ。

岩田臨時委員 政府買入方法の御説明があったのですが、そちらの方でちょっと御質問
なのですけれども、これはコメ価格センターではなくて政府が直接こういった銘柄の米を
買いますというふうに言って、独自で入札させるというふうに理解しているのですけれど
も、先ほど御説明を伺うと、これはかなり、要するに出回り数量比を基本として、例えば
新潟コシヒカリなら幾らぐらいという、何か割り出して、これだけ買いますよというふう
に言って、そういうことでかなり複雑に感じてしまうのですけれども、これはそこまで市
中の出回りとか価格形成に影響を与えないようにというおもんぱりかもしれないのです
けれども、こういう複雑なきめ細かい方法をとる必要が本当にあるのだろうかというのと、
今後、もしかしたらもう市場から買い入れるみたいな方がむしろそのときどきの状況に応
じて適切な買い入れができるのではなからうかというような気もするのですが、こういっ

た方法をずっと続けていかれるということなのでしょう。

八木部会長 ほかに、藤尾委員、どうぞ。

藤尾臨時委員 別の話でもよろしいですか。

八木部会長 はい、どうぞ。一括して事務局の方からお答えいただきます。

藤尾臨時委員 資料2の6なのですけれども、「政府買入に必要な経費を差し引いた市場実勢を踏まえた価格を設定」ということですが、これは必要な経費というところと、その経費を差し引いた場合は実勢価格から離れるのではないかと、安くなるのではないかと、このように思いますので、その辺をちょっと説明してほしい。

それと、50ページですけれども、米穀機構ですけれども、この機構の問題について、このとおりなのですけれども、実際に私も関係しているのですけれども、やはりできて間がないということもあるのですけれども、目的が引き続いて指導していくことなら、指導していくスピードを上げてほしいということをしていただかなかつたら、3団体が一緒になってやっているのですけれども、もうひとつ力が出ていないと、このように思いますので、その辺をお願いしておきたいと思います。

それから、3番目の米価格センターですけれども、義務上場が廃止になったので、実は減っているわけなのです、上場する数量が。上場する数量が減っている、そしてそこで価格を出すということは、往々にして上がる価格が高くなるということになるのではないかと。今は別ですけれども、将来はなっていくのではないかとしますので、やはり過去が3分の1なりあったように、ある程度の数量はやはり義務づけてほしいと、このように思いますので、その辺を説明していただきたいと思います。

八木部会長 では、事務局の方からお願いします。

高橋計画課長 まず政府米の買入入札の関係ですが、入札制度にしたのはことしからですね。去年までは政府米の買入というのは等級ごと、あるいは米を幾つか、1類、2類、3類という類型ごとに分けて、最大で9つとか10ぐらいの価格を決めて、それで年間を通じて同じ価格で買い入れていたわけです。ただ、実際には今お米を例えば市場から買おうとすると、銘柄は上場されているものだけでも70、80あって、それぞれごとに違う値段がついています。したがって、つまり政府ができるだけ市場実勢を踏まえて自然体で市場原理に即して買おうとすると、むしろそれは銘柄ごとの価格に応じて、その銘柄ごとの価格がどこでできるかということ、ちょうど今の藤尾委員のお話とも関係しますが、価格形成センターで代表性のある価格ができるというふうに考えています。

そういうことで、今考えている方式みたいなことになるのですが、ただ、これはちょっと説明がへただったのかもしれませんが、いろいろな付属要素がついているので若干複雑に見えるかもしれませんが、要はセンター上場銘柄ごとに価格が違いますので、当然上場銘柄ごとに価格設定をしなければならない。そうすると、センター上場銘柄ごとに数量の枠を決めて価格を設定して買います。あとはその価格は、政府の予定価格というのは当然公表できないわけですが、以下で申し込んでくる業者がどれぐらいいるかという競争原理でやりますということに基本的には尽きるわけですが、ただ全部を全部それでやるといささか不公平な部分もあるだろうからということで若干8割、2割にしたり、銘柄を指定しない部分というのが出てきますけれども、基本的な設計というのは極めて簡単で、かつ米の流通実勢に極力合わせるということで改善をしてきたというふうに考えていますので、基本的にはこういう考え方でやっていきたいというふうに考えております。

若干、補足。

八木部会長 食糧部長、お願いします。

高橋食糧部長 岩田委員の御質問、ちょっと複雑に見えるのではないかとということなのですが、端的に言うところこういうふうにお考えいただきたいと思います。今度は政府が入札で買うわけですね。そのとき、入札で買うということはどういうことかということ、安いものから買うわけです。そうすると、例えば米を政府が買いますと言ったときに、安い順に買いますよと言ったらどういう結果になるかということ、安いお米のものがどんどん入ってくるわけですね。売りたいという人は安いお米から売ってくる。例えば、ですから今、センター価格で高いお米から安いお米までいろいろなお米の価格が形成されています。魚沼のコシヒカリから始まりまして、いろいろな銘柄があるわけですがけれども、1本の価格で政府が買いますよと言え、政府は入札ですから、安い順に落札していかなければいけない。例えば、40万トンなら40万トンは安いものから買います、買いますとこういうふうに積み上げていくわけですね。そうしますと、政府としてはやはり全体の日本の中の特定の銘柄だけではなくて、備蓄に充てるためにはそれ相応の日本全体の市場を反映しているような買い方をしたい。そうすると、高い銘柄が、魚沼のコシヒカリとは言いませんけれども、一定の価格の高いもの、安いもの、中ぐらいのものがあるわけですから、平均してそういうものを買うためには、価格帯ごとの入札をしませんと、例えばちょっと市場価格が高いもの入札、中ぐらいの入札、安いもの入札と、こういうふうにはやっていきませんと、今言いましたように安い価格のお米しか入ってこないという結果になってしまいま

す。したがって、それをどういう区分でやるかといったときに、銘柄別でやるのが一番実態に合っているだろう。

ただし、入札ですから予定価格を決めます。その予定価格を参考にするのはセンターの市場価格を参考にいたしましょうというふうに、今回、政府が入札で買うということは、別に一定のお米については幾らで買うということをあらかじめ決めるわけではございませんので、どうしてもその幅の中で安い順に買っていきましようということになります。それをちょっと御理解いただきたいと思います。

岩田臨時委員 わかりました。では、翌年、回転備蓄で売りやすいようなことも勘案しながら、例えば8つとか9つの銘柄を指定するということになるわけですね。

高橋食糧部長 そうなるわけですが、今申し上げましたように、ではどう区分するかということなのですけれども、今、産地銘柄別に実際の価格形成がされているとしますと、それをくくってしまいますと、また同じように銘柄別に安い方になってしまう。ですから、できれば今、センターに上場されている区分ごとに買うシステムにして、その中からまた持ってきていただいたもので足りないものがあれば余ったところを買うという形になります。

八木部会長 岩田委員、よろしいですか、また後ほど事務局の方から……。

岩田臨時委員 そっちの方が、以前のお話ですと、市場から直接買い入れるよりもより安く、予算を使わないでできるということでしたよね。

八木部会長 銘柄区分ごとにはそうなるはずだと思いますけれども、また事務局の方から後ほど岩田委員の方に御説明をお願いしたいと思います。

岩田臨時委員 わかりました。済みません。

八木部会長 では、計画課長、お願いします。

高橋計画課長 まず、入札予定価格の中の政府買入に必要な経費を差し引いたというのは、これは言葉でこういうふうに書いてありますとちょっと仰々しく見えますが、要するにセンターの入札は東京渡しとかいうことですが、政府米は現地の産地渡しとかいうことで、センターの価格に比べて、政府米の場合は輸送コストがかからないでいい部分があるはずだという差が多分あるのではないかとこのことを念頭に置いて書いたものです。センターの指標価格というのは一定の条件があるかと思いますが、今申し上げた運送経費とか、その部分で政府米は必ずしも、例えば産地で渡すなら要らない部分とかいう、しごく機械的に除かれてしかるべき部分ということもあるとこのことをここは意味した

部分でございます。

それから、2点目、3点目ですが、その役割をきちっと果たすべく指導をスピードアップすべきと、それから義務上場を果たすべきではないかと、私どもは基本的にセンターでの役割の一番重要な部分に指標性、代表性のある価格形成ということがあるかと思えます。これは役所の指導ももちろんあるかと思えますが、指標性、代表性と言われるからには、もう世間一般からなるほどそうだなというふうに思われるような手法、あるいは結果である必要があると思えます。現に、例えば政府だけを見てもこのセンターで形成されるものを、例えば政府の買入米の際に今申し上げたように参考にするとか、あるいは稲作経営基盤対策のような経営安定対策の基準価格として使うとか、政策との連動性がありますので、当然センターでできてくるものを参考なり基準として使う以上は、それは代表性、指標性のある価格でなければならない。そこは政府の指導もさることながら、それはセンターに上場する構成員の人も代表性、指標性のある価格が必要だという認識を持って取り組んでいただく必要があると考えています。そういう認識、自覚を持ってもらえば、おのずと上場数量なり価格形成というものは自然なものになるかと思っていますので、政府の指導もさることながら、そのセンターの役割をきちっと踏まえて、会員の方の自覚、認識を促したいというふうに私どもとしては考えております。

八木部会長 吉水委員、どうぞ。

吉水臨時委員 生産目標数量の算定方式についての質問なのですが、よろしいですか。

八木部会長 はい。

吉水臨時委員 たしか去年は需要実績の単純平均だったと思うのですが、ことしは最高年と最低年を除外した需要実績の単純平均ということは、平成15年、あるいはことしのような作柄の況不況があるので、それを排除するという意図でよろしいのですよね。つまり、質問している意図というのは、去年とことしで算定式が違うというのに何となく違和感を覚えているのですが、そういうことであれば来年も例えば6中4を採用するというので、最高と最低を排除するというので、同じ計算式が基本的にはことし決めれば使えるという解釈でいいのかどうか。またあるいは、来年は来年の何か違う考えが導入される可能性があるのかどうかということのを伺いたいということ、同様の意味なので、先ほどの6対4のウェイトなのですが、昨年からことしにかけて5、4、1が6、4に変わった。この比率について、来年、再来年等、何か変わっていく方向

性といいますが、考え方があるのか。例えば、需要実績というものが基礎となるので7対3になるとか、逆ですとか、あるいはまた来年も平成17年産米の生産目標数量を勘案してまたその都度考えるものなのかどうなのかという、ちょっと方向性といいますが、全体の流れというのを教えていただければありがたいと思います。

八木部会長 ほかに、大泉委員、どうぞ。

大泉臨時委員 生産目標数量の考え方、今の吉水さんの質問を実は私も聞きたいというふうに思っていたのですが、米政策改革の中で、20年に農業者と農業団体が主役となるシステム、需給調整に移行しますね。これは20年産米からですね。それで、18年に検証するという話になっていましたね、たしか。18年の検証は18年産米が終わった時点でやるのですか、それとも17年産米が終わった時点でやるのですか、これは。17年産米が終わった時点ですとするならば、17年産米の生産目標数量の中に需要の見通しの算定値を6割とすることで、それが終わった時点で検証するというのは検証ができるのかどうかという疑問が1つあって、それで今後、それがどのように推移していくのかということをお伺いしたいというのが1つです。

それからもう一つは、去年の生産目標数量が私の手元になくて、きょういただいた資料の中で15年産の需要実績と、それから17年産の需要見通しと、この2つの数字が県別に出ているわけですが、37ページと45ページですか。今ちょっと計算しますと、12万トンぐらい全体で減るのですね。12万トンぐらい減って、各県別に見ると大体北海道、青森、岩手、宮城というところがふえていて、それで福島がちょっとふえているのかな。あとはほとんど減っていて、それから北陸がプラマイゼロぐらいですね。それで、ふえているところは、これは5万トンから8万トンぐらいふえているのですね、岩手、青森。5万トンから8万トンぐらいがふえているということをまず頭の中に入れておいて、それで先ほど1万5000、つまり6対4の比率で4の方をゼロにすると各県によって1万何千トンぐらいの違いが出るというお話でしたね。1万何千トンぐらいの違いというのは、この間の需要の変化からすると、5万トンだとか8万トンだとかいう変化からすると意味のある変化なのかどうかという判断ですね。その県にとって1万5000トン減ったから生産調整を強化しなければいけないということは、これは18年の検証を考える際には、当然にもう射程に入らなければいけない話ではないのだろうかということを申し上げたいのです。その辺の考え方、整理の仕方はどうしたらいいのかということが2点目の課題です。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村臨時委員 私もよく似た意見なのですが、前回もちょっと言ったと思いますけれども、18年を終わって検証するにしても、これは5、4、1から見ると6、4の方が一歩前進したと言えば前進したのでしょうかけれども、やはり限りなく検証しやすい配分の仕方しておかないと、検証するデータがないということでまた3年やりましょうというようなことになって、まあなってもいいのですよ。なってもいいのですが、そうなのか、何が何でも20年なのかということをもっと明確にきちっとしておかないと、生産現場も、多分何とかまた国もいろいろ応援してくれるのだろうとか、今までの米改革のあり方が過去10年とか15年、そういう雰囲気です。来たものですから、そういうことをやはり明確にすることがとても重要なことで、そうすると、やはり我々生産現場で、生産者団体も含めてですけれども、もっともっとやらなければならないことがあると思うのです。だから、そういうところはきちっと食糧部会はこういう作業はもう1回しかやらないのか、はたまた3回やるのか、3回やってみてダメならばもう6回やるのか、それはきちっともう一回確認が必要な気がします。

八木部会長 それでは、算定方式その他について、事務局の方から説明をいただけますか。

高橋計画課長 まず吉水委員からの御指摘ですけれども、5中3、あるいは6対4が今後どうなっていくのか、あるいはなぜ去年、直近2ヶ年平均と比べて5中3をやったのかということで、それで先に5中3の将来性について言うと、我々としては何年間かのデータ、これからデータはどんどんふえるわけですが、その中で最高、最低を除くというのは公平性もあるし、非常に現実的なのではないか。なぜ去年から変わったかということ、ことし、15年というものができて、たまたま不作年で政府米を大量に売ったということ、を単純に当てはめると非常に不公平な結果が出る。さはさりながら、その扱いについての県にとっても納得がいくような扱いというのが非常に難しい。そうであれば、データが5年、6年、7年、8年とふえていくわけですから、計算してみても異常値と思われるものは上、下は除くというのは将来に向けても継続的に使えるやり方ではないかというふうに思います。だから、そういう意味でそこは5中3なのか、さっきおっしゃったように6中4なのか、そういった点はまだ議論はあろうかと思いますが、基本的考え方として最高年、最低年を除くというのは今後も使っていけるのではないかと思います。

それから、6対4についても同じような点で、要するに、ことしの1つの前進は、要素を需要実績と前年の目標数量、この2つだけに絞って、それ以外の要素は取り入れないこ

とにした。その2つの要素でやっていくということは、引き続き継続していくべきではないかと思っております。そのときに、それが6対4なのか7対3なのか、ここはまた御議論がある点だと思います。そういう意味で、基本的な考え方として上と下を除くとか、この2要素でやるというのはできる限り維持していきたいと思いますが、その数字についてはまだ御議論をしていただく要素ではないかというふうに思います。

それから、検証がいつかということなのですが、これは日程的に申しますと18年度と多分書いてあるのですが、これは18年4月からということになります。ただ、そのときには17年産米はまだ販売の途中で、だからまだ結果が出ていない。来年、17年度のときに16年産米がまだ販売の途中で、18年度に入ったときにはまだ17年産が販売の途中で、かつ18年の4月ですとまだ18年産米のできということのもまだわかっていないということですので、18年4月から直ちにとというのは若干あると思います。出来秋を見るかどうか、ただその辺はまたその先の政府として、予算とかいろいろあると思いますので、何月ごろに何をというシナリオは当然つくらないといけないと思います。そこは正直申し上げて、この冬から次にある17年産作付に向けてのビジョンの例えば見直し、てこ入れとかをやっていきますので、そういう中でどういうスケジュールでどうやっていくかというのを明らかにしていきたいというふうに思います。今の時点で18年検証というのはどの時点というのは十分明確化はしておりません。

それから、そのときに10、0とか、5万トンから8万トンの需要の動きに対して、例えば1万何千トン動くということはどういう意味があるのかという点ですが、ただ、大きい目標としてはあるべき水田営農の姿というのは22年度を念頭に置いています。そこに向けて18年度検証、20年度までに移行ということを考えていますので、18年度、あるいは20年度に完全にでき上がっているということでは必ずしもないかもしれない。ただ、今回の配分もそうですが、どういう方向に向かうという方向性、かつその方向性をもってある程度毎年のルーチンの作業として配分ができるような仕組みづくり、それを20年度までにやるのではないかと思います。そういう意味では、私どもとしては6対4でも確実に方向性は出ていると思いますので、20年度に向けてこの数字でおくれをとるということにはならないのではないかと考えております。

八木部会長 18年度の検証ということもございまして、ことしでもまだまだ試行錯誤の段階だと思うのですけれども、また来年、18年産の生産目標数量の議論の中でもより透明性、公平性、公正性の高い手法をこの部会としてもやはり考えていかなければいけないだ

ろうと思います。さらに、都道府県並びに農業団体の意見も聞きながら、より実態的な手法検討というものはまだまだこの部会の課題であるというふうに思います。

大泉臨時委員 ちょっとよろしいですか。

八木部会長 どうぞ、大泉委員。

大泉臨時委員 私はこの米政策計画大綱をつくる時にソフトランディング方式をとられるというので、余りソフトランディング方式というのは一生懸命やっている農家に対してインパクトがないのと、それからズルズルというぬるま湯的な構造の中で改革が、つまり構造改革が前進しない可能性があるというふうに思っていたのですが、18年度の検証で、遅くても20年度という文言がたしかついていたような気がするのですが、ということ、前倒しをして21年度でも実施可能であれば農業団体が主役となる需給調整システムというのがスタートするという、あるいは18年度の検証のときにゴーサインならば19年度でもできるのではないだろうかというふうに期待をしていたのですが、どうもソフトランディング方式の余りよくない面が出てきているような気がするのですね。

透明性を高めるということや、あるいは現場の意向を聞きながらというのはまさしくそのとおりだというふうに思いますので、できるだけ速やかに需給動向に即した生産調整目標が農業者と農業団体が中心となってやれるようにこの委員会でも努力をしていただきたいというふうに思う次第です。

以上です。

八木部会長 この件に関して御意見ありますか。

生源寺委員、どうぞ。

生源寺委員 関連してということになるのですが、18年度の検証、それから20年、場合によっては19年度からということで、確かにそういうことなのですが、その場合のポイントは、要は農業者、あるいは農業団体が主役となってということが可能になるというこのポイントは、恐らく、もちろん生産者団体も相当努力をされるということでもありますので、それを前提にはありますけれども、要は適地適作へ向かう力というか、これが極端に働くような状況からは脱却している、相当程度、適地適作の方向に近づいているという、こういうことがまず1つはあるのだらうと思うのですね。

それからもう一つは、産地の自己評価がいわば安定したものとして定着しているということだらうと思うのですね。この地域であればこれぐらいの値段で、こういう形でつくればまず間違いなく売れる、あるいは逆のケースもあるかもしれませんが、ですから、

米の生産の地図が徐々に動いていくという、こういうこと、それから産地の自己評価の両面がどれだけ進んでいるかということだろうと思うのですね。そのことをやはり意識しながら毎年、毎年のこういった仕事をしていくということになるのだろうと思うのですね。

その点から一、二申し上げますと、5中3、6中4という話がありましたけれども、この2年間、地域によって随分作況の指数にばらつきがあるような不作がありましたので、それを平準化するというか、調整するということは、これはやむを得ないと思いますけれども、6中4という話になりますと相当昔の実績が同じウェートで入ってくるということになって、特に営農の継続性の4割があるとすれば、これは余りにも遠い時代のものを引きずるという格好になりますので、今、私が申し上げたような観点から言うと、やはり問題が生じてくるのではないかということがございます。

それから、最初の方で大泉委員が御質問になった仮にこの4の部分のゼロにしたらどうなるかということ、これは非常に重要な点で、つまり産地の自己評価に資するような情報を提供するというのも非常に大事であって、この4をどうするかということもここで最終的に決めるわけでしょうけれども、意見を申し上げるということになるのでしょうかけれども、それがなかった場合にはどうだということもきちんとその地域で認識できるような、こういう情報を提供するというのも大事だと思うのですね。透明性というのはそういう意味合いがやはりあるのだろうと思うのですね。この点もやはり少しお考えいただきたい。必要にして十分な情報が出れば、例えば業界紙の皆さん等がいろいろわかりやすい形で情報提供するというのもあるかと思っておりますので、制度としてのこういう基本指針の中でどれだけのものが出せるかということはあると思いますけれども、必要な情報をやはり出していくということは大事かと思えます。

それからもう一つ、これはちょっと別ですが、生産調整の達成、未達成の補正ということに関しまして、資料の41ページで都道府県等のヒアリングにおける意見という形で上がってきているわけでありまして、補正を行うべきではないかと。それから、それを受けてということになるのでしょうか、これは43ページの方の方針として、「補正を行うこととする」とございますが、実はこの2つのセンテンスと申しますか、文章の間にやはり多少ギャップがあるような気がいたしまして、この43ページは「15年度までに取り組まれていた強制感のある生産調整対策の下で」云々というふうにあるわけですね。私はこれで結構だと思えます。つまり、新しい政策になって、ことしの米等に関しましては、生産調整についても考え方が変わっているわけでありまして、これで結構だと思えますけれども、

41 ページの方は、場合によるとこれから先もこういう意味での達成、未達成というようなことを折り込むべきだというか、修正すべきだという、こういう意味合いも場合によると含まれているのかなというふうに思うわけです。もちろん、そういう意見があること自体についてはとやかく申し上げるわけではありませんけれども、確かに 15 年度までについては未達のところはそれはそれで言い分があるということはございましたけれども、まあ、こういう表現でいいか思いますけれども、今年度以降は新しい制度の下でいろいろな助成措置なり、あるいは地域の中での目標数量の配分の仕方なりを地域で決めていただくといういろいろな手立てを尽くした上で、なおかつ生産調整には自分でリスクを負うということで参加しないという方があれば、これはこれとしてある意味では認めるというシステムになっているわけでありますので、そこでやはり変わっていますので、ここはぜひそのあたりがきちんと伝わるような形で表現をしていただいた方がいいかなと、こういうふうに思います。

以上です。

八木部会長 山田委員、どうぞ。

山田臨時委員 今回の生源寺先生の意見と関連なのですが、それは米政策改革についての理解等々を十分にやらないと、今そうおっしゃるような形での 41 ページの扱い、それから 43 ページの扱いについては大変大事だというふうに思っております。生産調整の達成、未達成は厳然としてあるわけでありまして、それから現在の仕組み、米政策改革の中の稲特の仕組みとか、産地づくり推進交付金には、要素として達成、未達成の要素が入っておるわけでありまして、そうなりますと、そこが全体としてそれこそ大泉先生のおっしゃったこととどんなふうに関連するか、18 年、19 年、20 年を目指した取り組み全体の中でこれを整理していくべきでありまして、15 年まではいいけれども、16 年以降は違うのではないかという形だけでは整理できないというふうに思いますので、そこは十分な検討が必要ということだけ表明しておきます。

八木部会長 ほかに御意見、ございませんでしょうか。

今井委員、どうぞ。

今井臨時委員 先ほど大泉委員がおっしゃったように、すごく現場でも感じているのですけれども、ソフトランディングと前倒しというのは考え方としてはまず逆なわけですがけれども、農業者と農業者団体が主役になるということを考えたときに、意識的にぜひ前倒しでいけるような雰囲気づくりというのも大事なかなと思うのですが、そういう意味では営

農の継続性を重視し過ぎているという感じを受けます。やる気のある農業者が意欲を持って取り組める体制ということを考えたときには、6対4というのはちょっと不満に思います。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊臨時委員 2つ押さえる点が今の生産目標数量にはあると思います。1つはやはり原則をどうきちんと押さえるかということと、それからもう一方で移行期があるということにおける柔軟性ということ、この両方を押さえないといけないと思います。原則の方は先ほど来出ていますように、透明性の確保ということと、それから方法論として非常にわかりやすいというところが重視されないといけないと思いますし、他方、移行期ということと言いますと、いろいろな意味での合意形成ということを押さえる必要がある。このバランスだと思うのですけれども、今年については、私の意見としては今回の提案でいいのではないかと思いますけれども、今の御意見にもありましたように、いわば本来の目指すものとの関係で言えば、消費者、需要家に支持される実績を積み上げて、それをもって前向きに米づくりを進めるということに対して応援をするというか、そういった地域の意向を反映させるということが一方大切なわけで、そこについては比率の見直しのやり方があるのか、いろいろなイレギュラーな部分をどう整理するのかということを含めて、今後のところできちんとやっていくということが課題としてあるのだということはずいぶん押さえていただきたいと思います。

それから、ちょっと今話題になっていないことで、もう一点別のことでちょっとコメントしたいのですが、よろしいですか。

八木部会長 どうぞ。

小熊臨時委員 資料の51ページのところで、実は前回も話題になりましたので、今回意識的に入れていただいているかなということ、資料も大変豊富になっているのでコメントしたいと思うのですが、備蓄の運営の問題についてです。51ページの左側の下の方に「備蓄運営の基本方針」ということで、販売については、「年産構成の適正化の観点から、原則として年産の古いものから販売していくこととする」ということで、きちんと押さえるということは評価をしたいと思うのですけれども、他方、今回、資料を出していただいている19ページの表3-5を拝見しますと、実は去年から今年にかけていわば、備蓄がどうワークするかということを検証するには非常にいい時期だったわけですが、この19ページの3-5を私の目からちょっと見させていただくと、例えば4月の9年産という一

番上の欄があるのですけれども、販売対象数量が1万6800トンで申込みが2万5000トンあったのに落札が9,600トンだったというふうな結果が出ていて、いわば需要サイドの方で引きがあったのに、結果として販売できたものがそのうちの4割弱だった。実はこれは5月も同じことが繰り返えされているのですけれども、これは一体何でこうなるのかなということをしちゃんと検証するということが大事ではないかと思えます。

これはいろいろな仕組みの問題が多分あるのだらうと思うのですけれども、いわば9年産という非常に古い米を売るタイミングのときにきちんと売り切っていないということではないか。この落札価格の欄を見ても、いわば民間で非常に古い在庫を抱えたときにどう処理をするかというときにとるいわば値引きのあり方の感覚からすれば、極めて理解に苦しむ、いわば平均落札価格は4月1万円、5月も1万円と、ずっと1万円前後で推移するわけですけれども、政府の備蓄米に対する需要がきちんと発生をするときに、機敏に対応する仕組みに本当になっているのかなということが今回のデータを見ると、素人から見た場合には非常に疑問に感じるところで、いわば回転備蓄というふうな考え方を押さえていただいているというのは大変大事なのですけれども、その辺がきちんと、実際のシステムの中に、そういう場になったときに機能するということが、もしされていないのであれば、そのところについての手立てをしちゃんととらないと、また本当にこのようなことが繰り返されたときに、今回のように新しいものだけは売れて古いものがずっと残って、それはいつかは処分しなければいけないということで、結果として財政コストもかかって処分をするということになりかねないような危惧をちょっと感じますので、私の理解はそれでいいのかどうかということを含めて少し検証していただけたらと思っております。

以上です。

八木部会長 今までの委員の意見の中で、何か事務局の方でコメントはございますでしょうか。

高橋計画課長 簡潔にお答えさせていただければ、幾つか、生源寺先生から御指摘があった情報提供という点は、10、0の場合の数字というのはこの指針の中の45ページに入っておりますので、とりあえず5中3という前提ですけれども、こういう形で情報提供をしたいというふうに思っております。

それから、生産調整の達成、未達成をどう扱うかというのは、来年、18年度の配分の考え方を決めるときに16年度の扱いが入ってきますので非常に重要なポイントだらうと思えます。これは早い段階から都道府県を巻き込んで議論をしないといけないという、そう

いう意味ではこの冬から来年に向けて議論しなければいけないことが幾つもあるかと思っておりますので、そういうテーマの中の1つとしてきちっと議論をしたいと思っております。これは両面からの意見がございますので、今どうこうというよりは、まず早い段階から関係者がよく議論をして扱いをどうするかということをしなさいといけない。本日の意見も踏まえて重要な課題とさせていただきたいと思っております。

それから、6対4では不十分ではないかという点ですけれども、当然私どもとしては先ほど来御説明しておりますように、方向性として17年産はその需要実績を基本に透明性、客観性という、昨年この部会でもいただいた方針に即して考え方を提示しているつもりでございます。

最後、この5中3とか6対4というのはことしもどうするかという決めの話で、私ども行政としても腹がためをしてやらないといけない。ここは非常に微妙なところになりますが、私も行政としては、かといって世の中が破裂するような形にしたのでは元も子もないということもございまして、それで方針をきちっと満たしつつ、かつ世の中にきちっと下ろしておけるということで6対4で考えております。そこは現実の決断ということで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、9年産米の最近の入札価格ですが、これについては入札ということで、例えば4月から5月にかけての予定価格の設定に当たっては、前回どういう価格の札が入ったかということを検証してそれを反映させるようにしておりますけれども、実際、非常に低い値段での札が入ることもあります。それは私ども政府としても9年産、10年産を売っている、あるいはそれと競合する銘柄の米を売っているのは政府だけではありませんので、ほかに実際に産地として政府米と競合しかねない9年産、10年産といえども、そういう銘柄を売っている産地もありますので、予定価格というのはある程度公平性を持って客観的に決められるものである必要があると思っております。どの方面から指摘をされても説明ができるような形でないといけない。そういう意味では現に4月、5月、非常に値段の安い札も入っているわけですけれども、では、それで売ってしまう場合には逆のクレームも入り得るわけですし、そういう意味では4月以来ずっと予定価格については市場実勢、あるいは前回入った札のうち、異常ではないと認められるものがどうだったかということも踏まえて価格形成をさせていただいているという点については、御理解をいただければというふうに思います。

小熊臨時委員 一言だけ。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊臨時委員 いろいろなことをおもんばかりのはいいのですけれども、備蓄の目的と、備蓄を何トンにするのかということとの関係の大原則のところはきちんと押さえていただかないと、適正な回転備蓄のあり方ということについて、それを結果として歪めてしまうような事態をもたらしてしまえば、かえってそのことはマイナスになると思いますので、その辺はぜひ押さえた運用をしていただきたいと思います。これは意見です。

高橋食糧部長 1点だけ、今の小熊委員の御意見に対して。

八木部会長 はい、食糧部長さん。

高橋食糧部長 今の備蓄運営、前回も小熊委員からお話ございましたけれども、1つには、私ども全体のことしの夏ぐらまでの15年産の不作を受けた需給状況の中で、基本的に当初見込んでおりました需給ベースでの不足分程度が実は3月、4月ぐらまでの間には出ていたと思っております。要は、販売数量の全体像が当初見込んでおりました予定数量の不足分、不作による不足分をほぼ満たしている状況になっております。そうしますと、確かに私ども備蓄運営の立場から行けば、なるべく古い在庫については処理をしていきたいというふうに思っております。当然のことながら、備蓄運営上もそういう操作をしたいわけでありまして、今回もちょっと触れさせていただいておりますが、例えば主食用に回らないようなもの、これは去年も処分いたしましたけれども、これも別にはっきり言えば焼却するわけではございませんで、飼料等に売却をしていくわけでありまして、結論として、主食としての売却、あるいは加工等も含めた売却の値段、そして最後、一番安いものは餌というようなことの売却までの中で、主食需給の状況と、それからこの販売価格というものも、別に産地の云々ということではなく、需給関係上から備蓄の量としてどの程度のものなのかどうか。これ以上、さらに備蓄米から出していかなければいけないかどうか、そういったことも勘案しながらやっていく必要があるのではないかと。

それから、もう一つ端的に申し上げますと、実は9、10、11、去年は8もございました。そういう意味では非常に備蓄、あるいは新しい食糧法、改正食糧法の中での備蓄調整のまだ過渡期でございまして、今後、例えば16年産、ことし40万トン買い入れる予定にしておりますけれども、やはりこういう新しいものから、本当に御指摘いただいたような操作をしていきたいと思っておりますけれども、そういう意味での、昔の100万トンに近いような買入をやったものがまだ残っているというようなことも、これについては御勘案いただきたいなど。逆に言えば、主食用にそろそろふさわしくないものは処理を始めておると

いう前提のもとでの売りもありましたものですので、こちら辺は御理解いただきたいと思
います。

八木部会長 中村委員、何かありますか。

中村臨時委員 6割、4割についての私の理解なのですけれども、要は6割の方にどん
どん幾何級的に収斂されていくのではないかと思うのですね、何事もなければ。だから、
4割に6割のものが反映されるわけですし、ですから、何となく移動平均だか何だか知り
ませんが、何事もなければもう3年ぐらいで需要見通し9割ぐらいの感じになるの
ではないかなと感覚的に思っていたので、ソフトランディングでもないけれども、生産者
団体の方でやり出すようなときには、概ね需要見通し90%ぐらいの反映したそういう
配分になるのではないかなと思って考えておりましたので、この案が大体いいところでは
ないかなと私は思っていますけれども、全然あなたの、数学的なあれからすると違います
よというのだとちょっと困るのですけれどもね。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村臨時委員 本当にくどいようですけれども、営農の6、4のことなのですが、先ほ
ど計画課長さんは6、4がころ合い、ほどよい割合みたいなおっしゃり方をされたもので
すから、ほどよいのならこのままずっと6、4で行くような解釈ができるものですから、
そうではなくて、今、中村委員がおっしゃったように、目指すのは10対0を目指すのか、
9対1を目指すのか、それは段階的ということなのか、でも、ころ合いと言ったら、そ
れは破壊するからと言われればどうなのか、6、4で破壊したらどうしますか。6、4と
いうことを続けて、ある一方で破壊が生まれたらということもありますし、それから営農
の継続性というのは、その「営農」というのはどういう農家を指しているのか、営農の形
態はどういう営農の形態を指しているのか、もしかしたら営農の形態は水田農業ではなく
て、稲作農業だけを、米をつくるということを指しているのか。例えば、うちは今グルー
プで280haやらせてもらっているのですが、米が190弱、それで麦・大豆が120、果樹が
3ha、野菜はゴマを含めて3haやっています。これが営農の姿なのか、農業の姿なのか、
あくまでも米をつくるということと右往左往するということなのかということ。それから、
すべての農家が営農する、今のすべての生産者が営農するということを想定した営農の継
続性なのか、担い手を目指した営農の継続性なのか、そこら辺がやはりぼやけているよう
な気がします。

くどいようですけれども。

八木部会長 よろしいでしょうか。

山田委員、どうぞ。

山田臨時委員 この資料の質疑ということではなくて、もう意見を言わせてもらっているというこの理解でいいのですね。だから、別途、「意見はありますか」ということではないのですね。もうこのまま続けていいのですね。

八木部会長 はい。

山田臨時委員 もう少し言いますが、別途、特別に皆さんから何かこのことについて意見を求めるということではなくていいのですね。このまま、だから質疑のつもりで今までずっとやっていたのですけれども、質疑のつもりではなくて、もうきちっと意見も述べてということなのですか、その辺がちょっとわからないものですから、改めて聞きたいのですけれども。

八木部会長 今回の目的はこの基本指針の審議というのが議論でありまして、それをまとめるということですか、そろそろ……。

山田臨時委員 それでは意見を言わせてもらいますが、今、私はとりあえずここに出されている考え方でいいのかなというふうに思っております。とりわけ、今議論になっております6対4の議論が出ておりますので、私も意見を申し上げたいというふうに思いますが、6は需要実績でしょう。営農の継続性と言っている4の中にも需要実績がもう相当反映されているわけでありまして、掛け算しますと需要実績が相当の割合でもう反映されているということでありまして、ここはこの比率をどうこうするというのを余り考えないで、安定性を持ってやっていただければ、相当事態の変化に合わせた変化が進んでいくということなのだろうと思っておりますので、妥当な水準だろうというふうにまず思います。

2点ほど申し上げたいことがありますので言いますけれども、1点目は、24ページに政府備蓄米の在庫状況がここに載っております、御案内のとおり、主食用に対応可能な、例えば過去3年とか過去4年の数字は3～4万トンしか在庫がないという実情であります。来年の作柄が気象変動も含めてどういうことになるかというのは見通しが立ちませんから、そんなことはなかなか議論してもせんのない話なのですけれども、しかしそれにしてもこの事態は前回の部会でも申し上げさせていただきましたが、極めて異常といいますか、心配すべき事態にあるというふうに思っております。農林省のせいだということは一言も言いませんが、こうした流れの中でこんな事態に来ているわけで、ともかく16年産の買入

れをしっかりとやっていくということだというふうに思っております。

ただ、では 16 年産、どんどん政府の方へ出てくる状況にあるかといいますと、なかなかそうではないという事態にあるということも聞いております。結局、政府が買い方につきましても、それから買い方の価格水準につきましても、相当の工夫をそれぞれこらしていただきまして、そして必要な分を極力確保していくということは大変大事だというふうに思っております。

はたまた、どっちみち集まらなくてもいいや、政府米、来なくてもいいやと、どこかほかにも書いてありますが、MA 米が相当あるのだから、いざというときはそれでいいかなどというふうにまさか考えているわけではないのだろうというふうに思っております、きちっと、いざというときには政府が役割を果たす、唯一政府の役割はここしかなくなつたわけでありますから、そこはちゃんと機能を果たしていただくようにしてもらいたいというふうに思います。

それから、先ほど小熊さんから出ていた売り方のことについて、小熊さんの考えておられることと私が主張していることとの意見は場合によってはちょっと違うのかもしれませんが、そこに起きている事態、すなわち 1 万円で政府売却がなされているということ等につきまして、やはり今後ともその売り方の問題も含めまして、それから売り方の価格の問題も含めまして、きちっと検討を深めていただきたいというふうに思います。

2 点目は、この実績反映の方式との関連なのですが、15 年産の不作の中で、先ほど課長の方からお話がありましたけれども、政府米の売却がその時点で需要実績に反映されるために、特定の県といいますか、過去、政府米を持っていた県に販売実績、需要実績としての影響が出て、そのことが先ほど大泉先生がおっしゃった県に数字が行っているという部分もあながち否定できないところがあるのだというふうに思うのですね。要は、5 中 3 でバランスをとるということは間違いないので、それで一定程度のバランスのとり方が可能だというふうに思いますけれども、しかしそれにしてもずっと前に買った政府米がことし売れたから、5、6 年たって、それがその県の需要実績になるのですよというのは、何ぼなんでもちょっといがかかというふうに思うのですね。だって、生産は変わってきているわけだし、そういう傾向や実績が反映するのがこの仕組みなのですから、政府米が何年か経過してからそういう要因を持っているというのはやはり問題だというふうに思います。

何でそのことを今まで気づかなかったかというところはあるのですが、まさかこんな大幅な不作で政府米が 100 万トンも売れるなどということ想定もしていなかったものです

から気づかなかったのですけれども、今後の運営に当たりましては、政府米の買入方式も変えるわけですから、そうすると買った時点で需要にカウントしていくという仕組みが必要です。同時にまた、先ほども言いましたように買い方についてもいろいろな工夫があるわけですし、それから一たんそこで買ったって5中3で平準化するという部分が入ってくるわけですから、そう大きな変動を直ちに与えるというわけではなくて採用していいのではないかというふうに思います。要は、買入時点で実績カウントする方法等について、ぜひ検討が必要というふうに思いますので、申し上げておきます。

八木部会長 山田委員からはそろそろまとめてみたらいかがかというような、そういうサインをいただいたような気がいたしますので、予定の時間も過ぎておりますので、そろそろまとめたいと思いますが.....。

どうぞ。

生源寺委員 今回の算式等につきましては先ほどちょっと申し上げましたので、余り過去を引きずるような格好になるということを申し上げましたのでこれ以上申し上げませんけれども、中村委員がおっしゃる、あるいは山田委員がおっしゃるような構図にはなっていると思うのですけれどもね。つまり、4の方についてもかなり需要を反映する形になっているということなのですけれども、そうだとすると、もう少し素直にこの生産目標数量の配分のプリンシプルを出すようなことがあってもいいと思うのですね。ある意味では玉虫色とまでは言いませんけれども、いろいろなエクスキューズができるような形にはなっているのですけれども、結果的にはこうだよという、こういう形でおさまるとい文化というか、そういうところからはだんだん脱却をしていった方がいいような感じがいたします。大変苦労されてこういう形にされているという点につきましてはよくわかるのでありますけれども。

それからもう一つ、先ほど生産調整未達の問題については山田委員と私で多少というか、相当違う見解だということがわかったわけなのですけれども、関係者からいろいろ御意見なり要望を聞くということは非常に大事なことでぜひやっていただきたいのですけれども、しかし同時にこの米改革の原点がどういうことであって、それについては役所も生産者団体も、あるいは農業者の方もかなり意識改革をしていただくような必要のある部分というのはまだあるのだらうと思うのですね。ですから、ちょっと語弊があるかもしれませんが、一方的に聞くというよりも、むしろちゃんとしたコミュニケーションができるような形でいろいろ伺っていただくことが非常に大事ななというふうに思います。この点だ

けちょっと付け加えさせていただきました。

八木部会長 ほかにございませんか……。

それでは、いろいろな御意見をいただきましたけれども、今回の平成 17 年産米の生産目標数量を含むこの「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針(案)」につきましては、食糧部会としては了承ということにしたいと思いますが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

なお、事務局におかれましては、平成 17 年産米の都道府県別の生産目標数量についても先ほど示された算定に基づいて数量を定めるようお願いしたいと思います。

また、平成 18 年産米の生産目標数量の算定方式の設計等に当たりまして、本日、委員の皆様からいただきましたいろいろな意見も踏まえて、またさらに改良した原案をおつくりいただきたいというふうに思います。

それでは、本日はこれでお開きにしたいと思います。本日、皆様からいただきました御意見につきましては、冒頭でお話をしましたとおり議事録として整理し、公開することとなります。その整理につきましては、私に御一任いただきたいと思いますが、よろしくごさいますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 ありがとうございます。

最後に、事務局の方から何かございますか。

高橋計画課長 ありがとうございます。

米についてはもう御承知のように今回 11 月ですが、また来年 3 月末までに指針の見直しをまいります。3 月、7 月、11 月という、そういうサイクルでやっておりますので、また 3 月の日程については追って調整の上、御連絡させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

八木部会長 それでは、以上をもちまして、本日の食糧部会を終了いたします。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

5 . 閉 会